

福井市イメージアップ発信業務に係る公募型プロポーザルの実施要領

1 目的

北陸新幹線福井開業後の福井市の盛り上がりや魅力を首都圏等に情報発信することで、新幹線開業効果の最大化を図り、本市の認知度向上、イメージアップ、来訪意欲の増加につなげる。

2 業務概要

- (1) 業務名 福井市イメージアップ発信業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 提案上限額 20,000,000円（消費税等を含む。）

※なお、見積書の金額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。また、本業務に関する協議や各種打ち合わせ、申請等に要する経費も業務に要する費用に含まれる。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこと。

- (1) 福井市一般業務競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）への登録
 - ①福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成11年12月20日施行）の規定に基づき、資格者名簿に登録されている又は公表日からプロポーザル参加申込書の提出期限までの間に、福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出済みであること。なお、申請書を提出中の場合、資格審査において認定されなかった時点で本件に関する参加資格を喪失する。
 - ②市内業者又は準市内業者として、資格者名簿に登録されている又は申請書を提出済みであること。
- (2) 本プロポーザルの適正かつ公平な実施のため必要となる要件
 - ①公表日から受託候補者特定の日までの間に、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
 - ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ③破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
 - ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - ⑤役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴

力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

⑥参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。

- i) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）
- ii) 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）と同じくする子会社同士の関係
- iii) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
- iv) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係
- v) 本プロポーザルにおいて事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合には、その組合員又は会員同士の関係

⑦宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

（3）複数の事業者により構成される共同体の要件

- ①共同体の構成員は、3者以下とし、業務委託において当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
- ②共同体の構成員は、単独又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
- ③共同体の代表者が、市内業者又は準市内業者として、資格者名簿に登録されている又は申請書を提出済みである場合は、共同体の構成員は、県内県外業者でも可とする。

4 プロポーザルの実施スケジュール及び実施手順

(1) 実施スケジュール

	手續等	日程
i)	実施要領等の公表	令和6年5月2日（木）
ii)	質問の受付期限	令和6年5月14日（火）午後3時必着
iii)	質問への回答	令和6年5月17日（金）午後3時掲載予定
iv)	参加申込書の提出期限	令和6年5月24日（金）午後3時必着
v)	参加資格審査の結果通知	令和6年5月29日（水）
vi)	企画提案書の提出期限	令和6年6月17日（月）午後3時必着
vii)	審査委員会の実施通知	令和6年6月19日（水）
viii)	審査委員会の開催	令和6年6月26日（水）
ix)	結果通知	令和6年7月1日（月）予定
x)	契約締結	令和6年7月中旬 予定

(2) 実施手順

i) 実施要領等の公表

本市ホームページを通じて行う。

ii) 質問の受付

プロポーザル内容への質問がある場合は、次のとおり受け付ける。ただし、質問内容は参加申込書、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容に関するものに限る。

①提出書類：【様式1】質問書

②提出期限：令和6年5月14日（火）午後3時まで（必着）

③提出方法：メール又はFAXで提出すること。それ以外の方法での質問は、一切受け付けない。

※件名は「福井市イメージアップ発信業務に関する質問」とすること。

iii) 質問への回答

令和6年5月17日（金）午後3時までに本市ホームページで公表する。

iv) 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する者は、次のとおり必要書類を各1部提出すること。

①提出書類

【様式2】参加申込書

【様式3】共同体結成届

※共同体を結成する場合のみ

【様式4】参加資格誓約書

※共同体の場合は全ての構成員のもの

《添付資料》

- ・福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書の受領書の写し（受付印が押してあるもの又は受付したことがわかる書類）
※参加申込時点で資格者名簿に登録されていない者のみ
- ※共同体の場合は全ての構成員のもの
- ・所在地、業務内容、設立年月日、社員数等申込者の概要が分かる任意の資料
※共同体の場合は全ての構成員のもの

②提出期限等

提出期限：令和6年5月24日（金）午後3時まで（必着）

提出方法：下記の方法のいずれかによる

- ・郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法に限る。）
- ・持参（受取時間は平日午前8時30分から午後5時15分。
ただし、5月24日は午後3時まで）
- ・メール（送受信によるトラブルを防ぐため、電話でメールの到着確認を行うこと。）

v) 参加資格審査の結果通知

参加申込書を提出した者については参加資格要件を審査し、その結果（参加資格の有無）を令和6年5月29日（水）までにメールで連絡する。

vi) 企画提案書の提出

参加申込書を提出した者で参加資格要件を満たした者は、次のとおり必要書類を10部提出すること。なお、企画提案書提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

①提出書類：企画提案書【様式5】及び【任意様式】 ※企画提案は1者1提案に限る。

企画提案として概ね次の内容を含むこと

- ・基本的な考え方（目的、成果）
- ・企画提案内容
- ・業務実施スケジュール
- ・業務実施体制
- ・事業費の見込み及びその内訳（参考見積）

②提出期限：令和6年6月17日（月）午後3時まで（必着）

③提出方法：下記の方法のいずれかによる

- ・郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法に限る。）
- ・持参（受取時間は平日午前8時30分から午後5時15分。
ただし、6月17日は午後3時まで）

vii) 審査委員会の実施通知

提案者に対し、審査会場への入場時間及び審査の実施時間を令和6年6月19日（水）までにメールで通知する。

viii) 審査委員会の開催

審査委員会において、提出された企画提案内容をより深く理解するため、提案者によるプレゼンテーションを実施し、総合的に審査した上で、受託候補者を1者選定する。

- ①審査日時：令和6年6月26日（水）
- ②審査場所：福井市役所会議室
- ③審査基準：本要領の定める審査基準に基づく。
- ④審査方法：プレゼンテーション及び質疑応答による。

《審査詳細》

- ・持ち時間は、各提案者40分程度（説明時間20分、質疑応答20分）
- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
- ・出席者は3名以内とする。なお、共同体については、共同体の代表者及び構成員各1名以上は必ず出席すること。
- ・企画提案書に沿ってプレゼンテーションすること。
- ・PC、ケーブル等は持参すること。スクリーン、プロジェクターは本市で準備する。
- ・審査委員会当日の企画提案書等の差替え及び追加資料の配布等は認めない。

※以上を原則とするが、正式な内容は上記「vii) 審査委員会の実施通知」により通知する。

ix) 審査結果の通知

提案者全者に対し、令和6年7月1日（月）までに書面で審査結果を通知する。また、提案者数及び受託候補者については、本市ホームページに掲載する。

(3) 提出先

各書類等の提出先は、本要領9「提出・問い合わせ先」を参照すること。

5 審査基準

審査項目	詳細	配点	
企画提案	本市のイメージアップ	北陸新幹線開業後の本市のにぎわいが伝わる内容か。 本市の食、歴史、文化、景観等の魅力を明確に伝えているか。	10 10
	企画内容	ターゲットに適した企画内容や素材、媒体、時期・回数などを選定しているか。 話題性やインパクトがある提案となっているか。 各媒体の特徴を捉え、効果的に十分な効果が見込める広告配信となっているか。 広告配信やメディア誘致の効果測定や分析手法は適切か。 ターゲットの行動変容を促し、実現可能な内容となっているか。	10 10 10 10 10
	独自性	提案者のノウハウや知識、経験、ネットワーク等を活かした創意工夫や効果が見込める提案か。	10
	情報収集能力	本市の特徴や市内の出来事等について把握できているか。	5
		ターゲットやメディア業界のトレンドを把握できているか。	5
	業務計画、業務体制	実現可能な実施体制となっているか。	5
		専門的な知見・スキルを有しているか。	
		企画の実行性や現実性が説明できているか。	
適切な経費	必要な経費が漏れなく積算されているか。	5	
	全体的にコストパフォーマンスは優れているか。		

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合、その者はプロポーザルに参加できないものとする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等に示した、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の要件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) 参考見積書の金額が、予定価格を超過した場合
- (7) 提出期限以降における、提出書類等の差し替えを行った場合
- (8) その他、本要領に違反した場合

7 契約

- (1) 受託候補者の選定後、契約締結に係る協議を行い、その協議が整い次第、速やかに再度の見積を行い、契約の手続きを行うものとする。
- (2) 前項の契約が2週間以内に成立しなかった場合は、次点を獲得した提案者を受託候補者とし、協議を行う。
- (3) 契約締結にあたっては、資格者名簿への登録を条件とする。

8 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (4) 提出書類は必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (6) 提出書類は福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。
- (8) 企画提案の内容については、採用決定後に当課と協議の上、変更して実施することがある。
- (9) 受注者は、この業務の実施にあたって、当課との協議なしに単独でスポンサーを募ってはならない。
- (10) 受注者は、業務履行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (11) その他、不明な点については、当課に照会すること。

9 提出・問い合わせ先

福井市総務部市長公室広報プロモーション課（福井市役所本館中2階）

住 所：〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

T E L：0776（20）5257

F A X：0776（20）5438

メ ー ル：kohou@city.fukui.lg.jp

担 当：島田、藤本